

令和8年度愛媛県6次産業化チャレンジ総合支援事業公募要領（二次募集）

1 趣旨

愛媛県では、6次産業化にチャレンジする県内の農林漁業者の事業スタート時における取組みを加速させ、早期の事業化を図るとともに、地域の特色や素材の強みを生かした商品・サービスの開発や、他分野・他産業の事業者が連携した付加価値向上の取組みを促進するため、これらに係る取組みを広く公募し、その取組みに要する経費に対し、予算の範囲内において助成を行います。

2 対象事業者

次の①～③のいずれかに該当する者であって、自らの農林水産物を活用した新たな6次産業化商品・新サービスの開発にチャレンジしようとする者

- ① 愛媛県内に在住し、愛媛県内において農林水産業を営む農林漁業者
- ② ①に該当する農林漁業者を主要な構成メンバーとするグループ
- ③ 愛媛県内の農林水産業関係団体

3 対象事業者の要件

対象事業者については、次の①、②いずれかに該当し、③～⑥すべてを満たす者

- ① 愛媛6次産業化（地域資源活用・地域連携）サポートセンターの支援を受けたことがある者
- ② 県、市町、金融機関、その他支援機関等により6次産業化に係る取組みのサポートを受けている者
- ③ ろくじすとクラブに登録している、もしくは登録する者
- ④ えひめ地域コンソーシアムの会員もしくは会員申込みする者
- ⑤ 提案した事業内容について他の補助金を重複して利用しない者
- ⑥ 応募時点で、県税の滞納がない者（グループの場合、メンバーを含む。）

4 事業内容、対象経費

6次産業化にチャレンジするために実施する取組みであって、次の各号のいずれかに該当する事業に要する経費。ただし、(1)新商品等の開発は必須。

事業内容	対象経費
(1)新商品等の開発 ・新商品・新サービスの開発に必要な試作品の製造や新サービスの実証 ・パッケージデザインの開発 ・成分分析等の検査 ・新商品・新サービスの開発に必要な調査・研究	・新商品等企画・実証・開発費 ・原材料・資材購入費 ・OEM製造委託費 ・パッケージデザイン開発費 ・成分分析等検査費 ・機器等のレンタル・リース料 ・講師謝金 ・調査・研究に要する旅費
(2)機器等の購入 ・新商品・新サービスの開発に必要な機器等の購入	・機器等の購入費
(3)販路開拓 ・展示会等への出展 ・商品紹介資料作成	・出展料 ・出展旅費 ・展示品輸送費 ・商品紹介資料作成費

	・ 消耗品費
(4) その他 ・ 6次産業化にチャレンジするために必要と認められる取組み	・ 必要と認められる経費

5 対象経費に関する留意事項

- ① 本事業は「地域未来交付金」を活用した事業です。
- ② 交付決定前の事業着手（指令前着手）は対象外です。
- ③ 新商品・新サービスの販売は、事業完了まで不可です。
- ④ 支払事実の証明ができない経費は補助対象経費と認めません。実績確認時に会計書類（見積書・契約書・納品書・請求書・振込伝票等）の提出が必要です。
- ⑤ 消費税課税事業者については、消費税抜額が補助対象となります。
- ⑥ 提案、企画・立案に関するコンサルティング経費は対象経費と認めません。
- ⑦ 新商品・新サービスの開発において、応募事業者（グループのメンバーを含む。）の農林水産物等の原材料費は対象経費と認めません。
- ⑧ 原材料・資材購入費は試作品製造・新サービスの実証に係る必要最小限の経費のみとし、販売開始以降の経費は対象経費と認めません。
- ⑨ 謝金について、見積書等により内容が確認できるもののみとし、応募事業者（グループのメンバーを含む。）に対する費用は、対象経費と認めません。
- ⑩ 旅費について、見積書等により内容が確認できるものとし、日当等の実費以外の費用は認めません。最も経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算すること。
- ⑪ 商品紹介資料（ポスターやチラシ等）は事業実施上必要最小限の数量とし、販促物（ノベルティグッズ）は対象経費と認めません。
- ⑫ 資格取得に要する経費は対象経費と認めません。

6 補助率、補助限度額

補助率は、補助対象経費の2分の1以内とします。（千円未満は切捨て）

補助額は、1事業者につき150万円を限度とします。ただし、機器等の購入に関する補助額は75万円を限度とします。

7 事業実施期間

補助金の交付決定の日から令和9年2月28日まで。

8 応募方法（提出書類・提出先）

【提出書類】

- ① 令和8年度愛媛県6次産業化チャレンジ総合支援事業申込書（応募様式）
- ② 事業計画書（事業実施要領に基づくもの）
- ③ 愛媛県が課税するすべての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことを証する書類（納税証明書）
※ 愛媛県の各地方局税務管理課（南予地方局にあつては税務課、各支局にあつては税務室）で発行されます。（市役所・税務署等では発行されません。）
- ④ 個人の場合は、経営内容がわかる資料（経営改善計画、決算書等）、法人、団体、グルー

プの場合は、その概要や収支が分かる資料（定款・会則・規約等及び構成員名簿、収支決算書等）

- ⑤ 機器等の購入に該当する場合は、概要が分かる資料（カタログ等）及び2者以上から徴した見積書

【提出先】

〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2

愛媛県 農林水産部 農政企画局 農政課 6次産業化推進グループ

TEL：089-912-2514 FAX：089-946-4584 E-mail：nousei@pref.ehime.lg.jp

9 募集期間

令和8年6月19日（金）～7月21日（火）17時締切

10 審査方法

応募のあった事業については、県による訪問ヒアリング等を実施後、県の設置する審査会で、以下の基準に基づく審査を行い、採択の可否を決定します。なお、事業実施にあたり事業計画に修正を求めることがあります。

新規性	競合商品とオリジナリティについて
	新商品・新サービスの強みについて
将来性	ターゲット設定と販路、経営改善の見込みについて
	補助事業の効果（地域や市場への波及効果、県産品の知名度向上、他事業者等との連携、県その他施策との連携等）について
生産性	事業の遂行能力（生産体制、雇用、衛生管理）について
	補助期間終了後の事業の継続性について
費用対効果	事業成果を踏まえた経費の妥当性について
成果目標	成果目標の設定内容について
補助事業利用状況	利用回数及び事業内容について
その他	事業実施主体の経営規模等について
	事業スケジュールについて

11 結果の通知

審査の結果については、応募のあった全ての事業者にも文書でお知らせします。

12 事業完了後の報告義務

補助金の交付年度終了後の3年間（令和9～11年度）、各年度における補助事業の成果について報告していただきます。

13 その他留意事項

- ・採択者に関しては、県ホームページなどで「お名前」と「事業概要」を公表させていただきます。
- ・事業の円滑な実施に当たり支援が必要な場合、愛媛県6次産業化（地域資源活用・地域連携）サポートセンターの支援対象者として認められた場合は、6次産業化（地域資源活用・地域連携）プランナー等の支援人材の派遣による支援を受けることが可能です。

14 問い合わせ先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2

愛媛県 農林水産部 農政企画局 農政課 6次産業化推進グループ

TEL : 089-912-2514 FAX : 089-946-4584 E-mail : nousei@pref.ehime.lg.jp

書類作成に関する御不明な点へのお問い合わせには、最寄りの「6次産業化の推進に関する県担当窓口」を御利用ください。

窓口一覧の参照先 → <https://www.pref.ehime.jp/page/1533.html>

【最寄りの県相談窓口のご案内】

窓口担当部署	所在地	電話番号
東予地方局産地戦略推進室	西条市丹原町池田 1611	0898-68-7322
東予地方局森林林業課	西条市丹原町池田 1611	0898-68-7438
東予地方局森林林業課四国中央駐在	四国中央市三島宮川 4丁目6番55号	0896-23-2393
東予地方局水産課	西条市丹原町池田 1611	0898-68-6743
東予家畜保健衛生所指導課	西条市氷見乙 2025	0897-57-9122
今治支局産地戦略推進室	今治市旭町1丁目4番地9	0898-23-2570
東予地方局森林林業課今治駐在	今治市旭町1丁目4番地9	0898-25-2193
今治支局水産課	今治市旭町1丁目4番地9	0898-36-1983
東予家畜保健衛生所今治支所	今治市別宮町9丁目1番50号	0898-22-0430
中予地方局産地戦略推進室	松山市北持田町 132番地	089-909-8763
中予地方局森林林業課	松山市北持田町 132番地	089-909-8767
中予地方局久万高原森林林業課	上浮穴郡久万高原町久万 190番地1	0892-21-1265
中予地方局水産課	松山市北持田町 132番地	089-909-8768
中予家畜保健衛生所指導課	東温市田窪 743番地1	089-990-1333
南予地方局産地戦略推進室	宇和島市天神町7番1号	0895-28-6147
南予地方局森林林業課	宇和島市天神町7番1号	0895-22-3163
南予地方局森林林業課愛南駐在	南宇和郡愛南町城辺甲 2420	0895-72-0931
南予地方局水産課	宇和島市天神町7番1号	0895-28-6148
南予地方局愛南水産課	南宇和郡愛南町城辺甲 2420	0895-72-1322
南予家畜保健衛生所宇和島支所	宇和島市高串字丁田 1番耕地	0895-22-1294
八幡浜支局産地戦略推進室	八幡浜市北浜 1丁目3番37号	0894-27-0329
八幡浜支局森林林業課	八幡浜市北浜 1丁目3番37号	0894-22-2031
肱川流域林業振興課	大洲市田口甲 425番地1	0893-24-4131
八幡浜支局水産課	八幡浜市北浜 1丁目3番37号	0894-24-3307
南予家畜保健衛生所指導課	八幡浜市五反田 1番耕地 18番地3	0894-22-0328